

応援します、介護の仕事を目指す方

江東区

# 介護職員初任者研修受講料助成事業



～受講費用の一部（上限7万円）助成します～

## ★対象★ ※以下のすべての要件を満たす方が対象です

①令和2年4月以降に「介護職員初任者研修」課程の受講を開始し、修了後、  
本紙添付の【別表】で定める区内事業所等に、介護職員等として6か月以上就労継続中の方  
※就労していない方または区外の介護事業所等で既に就労している方も、研修修了日からおおむね3か月以内に  
区内事業所等と雇用契約を締結し、上記の条件を満たした場合は対象となります

※登録ヘルパーにあっては、研修修了後、登録期間が6か月を超え、かつ、従事時間が通算して180時間を超えていること

②「介護職員初任者研修」課程を修了後、1年以内の申請であること

③国や東京都その他類似の助成金を受けていないこと

## ★助成金額★ ※助成金の総額は、各年度予算の範囲内となります

介護職員初任者研修受講に要した経費の9/10(千円未満切捨)※上限7万円

## ★申請に必要な書類★ ※申請者ご本人が、必要書類を持参し申請してください(郵送受付不可)

①申請書(様式1)

②介護職員初任者研修修了証明書(原本)

③研修指定事業者発行の領収書(原本) ※申請者が介護職員初任者研修受講料を支払ったこと、金額を証明するものに限る

④顔写真付き身分証明書(原本) ※または、氏名および住所または氏名および生年月日の記載がある身分証明書の2点(原本)

⑤印鑑(スタンプ印以外) ※訂正印が必要になる場合がありますのでご持参ください

## ★注意事項★

- ・研修修了前に区内事業所等で既に就労している方も、研修修了後に就労開始した方も、  
研修修了日以降に6か月以上の就労期間が必要で、その後、申請可能です
- ・領収書が発行されない場合は、クレジットカード契約証明書(原本)、または、  
払込受領証と請求書(原本)や、振込明細書と請求書(原本)をご提出ください
- ・就労先証明欄は、法人代表印・社印または事業所印・事業所長の印を押印してください
- ・就労先証明欄の訂正印は、就労先証明欄に押印いただいた印と同じ印です

問合せ・提出先

江東区福祉部地域ケア推進課 介護事業者支援担当(3階7番)

TEL 03-3647-4542

FAX 03-3647-3165

